

**熊本市新庁舎整備基本計画策定及び基本設計・実施設計等業務委託
プロポーザル評価基準**

1 「評価点」の算出基準

別表1の評価基準のとおり、合計190点で評価する。契約候補者等の選定手順については、「別紙3_契約候補者の審査及び選定に関する実施要領」における「4. 契約候補者及び次点候補者の審査及び選定手順」を参照のこと。

別表1 評価基準

評価項目	評価内容		配点	
1. 企業の経験と能力	(1) 業務実績 (基本計画の策定、基本設計及び実施設計)	平成21年(2009年)4月1日から参加表明書等の提出期限までに国又は地方公共団体の庁舎の新築に係る基本計画の策定、基本設計及び実施設計に関する業務を元請けで契約し、完了した実績。	15点	25点
	(2) 有資格者数	企業の保有する有資格者数	5点	
	(3) 熊本市内本店企業における加点	以下の場合に加点を行う。 ・熊本市内本店企業が単体企業で参加する場合 ・熊本市内本店企業が設計共同企業体の代表構成員又は構成員で参加する場合	5点	
2. 配置予定技術者の経験と能力	(1) 管理技術者	管理技術者又は建築(総合)主任技術者として、事務所等の新築工事に係る基本計画の策定、基本設計及び実施設計に関する業務に従事した実績。 ※基本計画策定の実績を有する管理技術者と、基本設計及び実施設計の実績を有する管理技術者を配置する場合は、各技術者の実績で評価する。	20点	45点
	(2) 建築(総合)主任技術者	管理技術者又は建築(総合)主任技術者として、事務所等の新築工事に係る基本計画の策定、基本設計及び実施設計に関する業務に従事した実績。 ※基本計画策定の実績を有する建築(総合)主任技術者と、基本設計及び実施設計の実績を有する建築(総合)主任技術者を配置する場合は、各技術者の実績で評価する。	10点	
	(3) 建築(構造)主任技術者	建築(構造)主任技術者として、免震構造を採用した事務所等の新築工事に係る基本設計及び実施設計に関する業務に従事した実績。	5点	
	(4) 電気設備主任技術者	電気設備主任技術者として、事務所等の新築工事に係る基本設計及び実施設計に関する業務にそれぞれ従事した実績。	5点	
	(5) 機械設備主任技術者	機械設備主任技術者として、事務所等の新築工事に係る基本設計及び実施設計に関する業務にそれぞれ従事した実績。	5点	

3. 技術提案	各テーマについて提案内容的確性、創造性、実現性等を総合的に評価する。		110 点
	I：新庁舎の在り方		
	【テーマ1】熊本市が目指すべき新庁舎の在り方と実現するための手法等	30点	
	<p>(1) 熊本市が目指すべき新庁舎の在り方に関する“コンセプト”とその考え方</p> <p>(2) (1) で提案したコンセプトを基本計画において、具現化するために重視する観点とその手法（市民等との合意形成の手法含む）</p> <p>(3) 基本計画を設計に反映させるために重視する観点とその手法（市民等との合意形成の手法含む）</p>		
	II：基本構想を踏まえた新庁舎の考え方		
【テーマ2】あらゆる災害に対応できる庁舎	20点		
<p>(1) 建設地の災害リスクを踏まえた地震・洪水等の災害時の安全性、業務継続性を確保するためのハード・ソフト両面での考え方と検討の進め方</p> <p>(2) 災害対応の司令塔となる防災拠点機能の充実と円滑な災害対応ができる空間構成の考え方と検討の進め方</p>			
【テーマ3】市民が利用しやすく、質の高い行政サービスが提供できる庁舎	20点		
<p>(1) 来庁者にとって快適で利便性が高く、職員にとって効率的な業務遂行が可能な庁舎、さらにはDXの進展や行政ニーズの変化等に柔軟に対応できる可変性の高い庁舎を実現するためのゾーニング、動線・レイアウト、ユニバーサルデザインについての考え方と検討の進め方</p> <p>(2) 周辺の交通事情を踏まえた車両動線、駐車場計画、交通計画の考え方と検討の進め方</p>			
【テーマ4】まちの賑わいに貢献し、まちづくりの核となる庁舎	20点		
<p>(1) 市民交流・官民連携・情報発信の場として市民に親しまれる庁舎、さらにはまちづくりの核として周辺地域と一体となり賑わいの創出を図る庁舎についての貴社の考え方と検討の進め方</p> <p>(2) 建設地の立地特性を踏まえた、熊本のまちなみと調和し、熊本らしさが感じられる、本市の景観形成に寄与する庁舎デザインについての貴社の考え方と検討の進め方</p>			

Ⅲ：コストマネジメントの考え方		
	【テーマ5】新庁舎整備に向けたコストマネジメントの考え方 (1) イニシャルコスト、ランニングコストを抑制するための、基本計画・設計手順等の考え方と検討の進め方 ※特にイニシャルコストについては昨今の物価高騰を踏まえた対応策について提案すること (2) 本委託業務において、新たな課題への対応が必要となった場合の、業務進捗管理及びコスト対応についての考え方と検討の進め方（本業務の実施体制・手法含む）	20点
4. 見積金額	コスト削減の観点から、以下の計算式により提案者の相対評価を行う $100 \times (1 - \text{見積金額} / \text{委託上限額})$ ※小数点以下第一位を四捨五入 ※10点を上限とする	10点

評価項目1.(1) - 1. 基本計画の策定に関する業務実績については下記の二段階評価とする。

配点	5点	0点
評価区分	延床面積 10,000 m ² 以上	延床面積 10,000 m ² 未満

評価項目1.(1) - 2. 基本設計及び実施設計に関する業務実績については下記の五段階評価とする。

配点	10点	8点	6点	4点	2点
評価区分	延床面積 40,000 m ² 以上	延床面積 35,000 m ² 以上、 40,000 m ² 未満	延床面積 30,000 m ² 以上、 35,000 m ² 未満	延床面積 25,000 m ² 以上、 30,000 m ² 未満	延床面積 20,000 m ² 以上、 25,000 m ² 未満

※平成21年(2009年)4月1日から参加表明書等の提出期限までに業務完了したものとする。

※複合用途建築物の場合は、庁舎の用途に供する部分の床面積をもって判断する。

※基本設計と実施設計の業務実績が異なる建築物の場合、延床面積の小さい方の実績で評価する。

評価項目1.(2) 有資格者数については下記の三段階評価とする。

配点	5点	3点	1点
評価区分	一級建築士 200名以上	一級建築士 100名以上 200名未満	一級建築士 100名未満

※設計共同企業体の場合は、各構成員の在席する一級建築士数の合計

評価項目 2-1. 配置予定技術者（1）及び（2）の基本計画の策定に関する業務実績については下記の二段階評価とする。

		①基本計画に係る実績		②左記実績が庁舎に該当する場合の加点	配点計 (①+②)
配点	(1)	5点	0点	5点	10点
	(2)	3点	0点	2点	5点
評価区分		延床面積 10,000 m ² 以上	延床面積 10,000 m ² 未満	/	

※平成 21 年（2009 年）4 月 1 日から参加表明書等の提出期限までに業務完了し、複合用途建築物の場合は、庁舎又は事務所の用途に供する部分の床面積をもって判断する。

※配置予定者が 2 人以上いる場合は、延床面積の大きい実績を持つ者を評価の対象とする。

評価項目 2-2. 配置予定技術者（1）から（5）の基本設計及び実施設計については下記の五段階評価とする。

		①事務所等の新築工事に係る実績 (基本設計及び実施設計)					②左記実績が庁舎に該当する場合の加点	配点計 (①+②)
配点	(1)	7点	5点	3点	1点	0点	3点	10点
	(2)	4点	3点	2点	1点	0点	1点	5点
	(3)～ (5)	5点	4点	3点	2点	1点	/	5点
評価区分		延床面積 30,000 m ² 以上	延床面積 25,000 m ² 以上、 30,000 m ² 未満	延床面積 20,000 m ² 以上、 25,000 m ² 未満	延床面積 15,000 m ² 以上、 20,000 m ² 未満	延床面積 15,000 m ² 未満	/	

※平成 21 年（2009 年）4 月 1 日から参加表明書等の提出期限までに業務完了し、複合用途建築物の場合は、庁舎又は事務所の用途に供する部分の床面積をもって判断する。

※（1）、（2）、（4）、（5）は延床面積 10,000 m²以上の事務所等の新築工事に係る実績が条件であり、（3）は延床面積の条件はないが、免震構造を採用した事務所等の新築工事に係る実績が条件である。

※基本設計と実施設計の業務実績が異なる建築物の場合、延床面積の小さい方の実績で評価する。

※配置予定者が 2 人以上いる場合は、延床面積の大きい実績を持つ者を評価の対象とする。

評価項目 3. 技術提案については下記の六段階評価とする。

評価の内容	テーマ1 (1)、(2)、(3) テーマ2～5 (1)、(2)
特に優れている (高度な能力を有している)	10 点
優れている (十分な能力を有している)	8 点
普通 (一応の能力を有している)	6 点
多少不十分である (多少能力が乏しい)	4 点
不十分である (能力が乏しい)	2 点
劣っている (能力がほとんどなく、任せるに不安がある)	0 点